

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（日暮里駅前自転車駐車場エレベーター巻上ロープ取替）	No.5200903
工（納）期	令和 8年 3月31日	
契約締結日	令和 8年 2月12日	
契約金額	3, 245, 000円（消費税込み）	

契約相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 日本橋支店 (法人番号：5010001030412)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	修繕契約（日暮里駅前自転車駐車場エレベーター巻上ロープ取替）
指名業者 （案）	名称 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 日本橋支店 代表者 支店長 吉田 明弘 所在地 東京都中央区日本橋四丁目4番2号東山ビルディング4階
特命理由	<p>本件は、日暮里駅前自転車駐車場について、エレベーターの巻上ロープに錆びが発生したことから、取替え修繕を実施するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>①上記業者は当該設備の設置業者であり、これまで一貫して修繕や保守点検を実施しているため、現場状況を熟知しており、確実な履行が期待できる。</p> <p>②他社による修繕が行われた場合、当該設備に事故等が発生した際の責任所在が不明確になる恐れがある。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）